

農地・農林業用施設及び公共土木施設災害復旧事業

(令和5年9月)

1 農地・農林業用施設災害復旧事業

平成 30 年 7 月豪雨災害は、過去、経験のない規模で甚大な被害をもたらし、農地・農林業用施設災害復旧事業においては、災害発生時から復旧完了まで約 5 年の期間を要しています。また、被災した農地や農業用施設等の復旧を行うため、国又は県の支援事業のほか、農業者へ義援金の支給を行うなど、幅広く支援を行うことで、農業生産の維持と農業経営の安定を図るよう進めました。

(1) 国庫補助事業（農林水産省の災害査定が必要）

- ・要件：① 1 箇所の事業費が 40 万円以上（150m 以内でのグループ化可能）
 ② 耕作の用に供されている土地で、現に耕作している土地
 ③ 田の畦畔が崩れ、水を張れない土地
 ④ 畑で野菜、果物を出荷している土地
 ⑤ 災害復旧工事後も耕作する確約ができる土地
- ・負担率：国負担 農地 97.5%（基本 50%）農業用施設 99.6%（基本 65%）
 林道 94.8%（基本 50%）
 市負担 農地 1.5%（基本 30%）農業用施設 0.34%（基本 29.75%）
 林道 5.2%（基本 50%）
 受益者負担 農地 1.0%（基本 20%）農業用施設 0.06%（基本 5.25%）
 ※ 農業用施設のうち、農道は、受益者負担無し
- ・分担金：補助事業

農地	事業費から国又は県の補助金を差し引いた金額に10分の4を乗じて得た額
農業用施設	事業費から国又は県の補助金を差し引いた金額に100分の15を乗じて得た額

(2) 市単独事業

- ・要件：事業費が 13 万円以上 40 万円未満
- ・負担率：市負担 80%
 受益者負担 20%
- ・分担金：単独事業

農業用施設	事業費に10分の2を乗じて得た額
-------	------------------

※ 農道、林道については、受益者負担無し。また、13 万円未満であっても市単独事業で実施

分担金減免に関する事務取扱要領

平成 30 年 7 月豪雨による農地等災害復旧事業に係る分担金減免に関する事務取扱要領
令和 2 年 2 月 28 日

1 目的・趣旨

平成 30 年 7 月豪雨による農地等の被害において、被災箇所及び範囲が甚大であったことにより当該災害復旧事業における国又は県の補助対象（以下「補助対象」という。）から外れた救済措置として、三原市農林水産事業分担金徴収条例（平成 17 年三原市条例第 191 号）第 5 条第 1 項第 2 号に規定する分担金の減免について、この要領を定める。

2 対象となる事業

この要領による減免の対象となる事業は、次に掲げる理由により補助対象となっていない農地で、当該農地の災害復旧に係る事業費が 40 万円以上で、かつ、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）第 5 条に規定する適用除外にあたらぬ農地の災害復旧事業について適用する。

ア 被害が甚大であったことにより詳細な被災状況の把握ができず、補助対象となるための査定申請（以下「申請」という。）から漏れたもの。

イ 農業従事者が避難や入院した等により復旧の意向の確認がとれず、申請から漏れたもの

ウ 市域が跨がったことや所管が重なったこと等により行政間での実施主体の調整がつかず、申請から漏れたもの

エ その他やむを得ない事情により補助対象となっていない農地で、特に市長が救済措置を必要と認めたもの

3 減免措置の決定、減免額の確定

(1) 減免額は、単独事業の場合の分担金の額と国又は県の補助金の適用があった場合の分担金の額との差額を上限とする。

(2) 減免措置の決定は、設計額を事業費として算出される減免額（以下「概算減免額」という。）で決裁を得ることができることとし、事業費が確定した際に減免額を確定する。

4 減免の申し出

この要領による減免を適用しようとする場合、分担金の負担を確約した者から申出書（様式 1）を聴取する。

5 決裁区分

(1) この要領による減免を適用する場合、申出書を添付し、適用理由、概算減免額、算出方法その他必要な事項を付し、財政課及び財務部長の合議を経て、市長の決裁を得ることとする。

(2) 精算の結果等の減免額の変更については、災害復旧推進室長の専決とすることが

できる。

6 農業用施設の準用

この要領は、同様に補助対象から外れた水路、頭首工及びため池の農業用施設の減免についても準用できる。

7 委任事項、事務の処理

(1) この要領に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(2) この要領による事務は、建設部災害復旧推進室が処理する。

8 施行日、適用する災害

この要領は、令和2年2月28日から施行し、平成30年7月豪雨による災害復旧事業分にのみ適用する。

【分担金減免の実績】

年度	減免額	件数	内訳
H31	1,148,845円	5件	農地1, 水路3, 頭首工1
R2	5,622,536円	25件	農地20, 水路5
R2→R3	350,720円	2件	農地2
R3	10,051,692円	36件	農地24, 水路9, ため池3
R3→R4	2,282,756円	3件	農地2, 頭首工1
R4	28,154,226円	52件	農地27, 水路11, ため池8, 頭首工6
R5	0円	0件	
合計	47,610,775円	123件	農地76, 水路28, ため池11, 頭首工8

災害復旧事業の実施箇所

(1) 全体箇所						単位：箇所				
種別	補助事業					単独事業				
	三原	本郷	久井	大和	計	三原	本郷	久井	大和	計
農 地	69	124	106	179	478	28	61	12	37	138
農業用施設	19	46	17	62	144	323	218	204	198	943
林 道	1	3	0	0	4	14	12	7	30	63
計	89	173	123	241	626	365	291	223	265	1,144

(2) 取下げ（廃工）						単位：箇所				
種別	補助事業									
	三原	本郷	久井	大和	計					
農 地	18	37	25	44	124					
農業用施設	2	8	5	10	25					
林 道	0	0	0	0	0					
計	20	45	30	54	149					

(3) 完成箇所						単位：箇所				
種別	補助事業					単独事業				
	三原	本郷	久井	大和	計	三原	本郷	久井	大和	計
農 地	51	87	81	135	354	28	61	12	37	138
農業用施設	17	38	12	52	119	323	218	204	198	943
林 道	1	3	0	0	4	14	12	7	30	63
計	69	128	93	187	477	365	291	223	265	1,144
進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[仏通寺川井堰]

【被災時】

【完成】



2 公共土木施設災害復旧事業

道路、河川等の公共土木施設においても被害が甚大で復旧件数が多く、災害査定や復旧工事を行う請負業者の確保等に時間を要し、災害発生時から復旧完了まで4年9か月の期間を要しています。また、特に被害が甚大であった木原六丁目の福地地区においては、災害改良復旧事業として、市道木原29号線及び普通河川西福地川の改良復旧工事を実施しています。

(1) 国庫補助事業（国土交通省の災害査定が必要）

- ・要件：事業費が60万円以上
- ・負担率：国負担 83.3%（基本66.7%）
市負担 16.7%（基本33.3%）

(2) 市単独事業

- ・要件：事業費が60万円未満

災害復旧事業の実施箇所

(1) 全体箇所						単位：箇所				
種別	補助事業					単独事業				
	三原	本郷	久井	大和	計	三原	本郷	久井	大和	計
道 路	62	45	54	47	208	595	432	166	409	1,602
河 川	27	31	6	30	94	426	308	38	138	910
橋 梁	1	4	0	4	9	1	3	0	4	8
計	90	80	60	81	311	1,022	743	204	551	2,520

(2) 取下げ（廃工）						単位：箇所				
種別	補助事業									
	三原	本郷	久井	大和	計					
道 路	1	1	0	0	2					
河 川	1	0	1	0	2					
橋 梁	0	1	0	0	1					
計	2	2	1	0	5					

(3) 完成箇所						単位：箇所				
種別	補助事業					単独事業				
	三原	本郷	久井	大和	計	三原	本郷	久井	大和	計
道 路	61	44	54	47	206	595	432	166	409	1,602
河 川	26	31	5	30	92	426	308	38	138	910
橋 梁	1	3	0	4	8	1	3	0	4	8
計	88	78	59	81	306	1,022	743	204	551	2,520
進捗率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

[市道木原 29 号線・普通河川西福地川]

【被災時】



【完成】



3 事業費

(1) 農地・農林業用施設災害復旧事業費

年度区分		復旧件数	事業費
平成30年度	補助事業	10か所	210,231千円
	単独事業	296か所	322,084千円
	計	306か所	532,315千円
平成31年度	補助事業	50か所	683,345千円
	単独事業	178か所	121,618千円
	計	228か所	804,963千円
令和2年度	補助事業	229か所	998,874千円
	単独事業	253か所	135,446千円
	計	482か所	1,134,320千円
令和3年度	補助事業	170か所	728,854千円
	単独事業	242か所	382,501千円
	計	412か所	1,111,355千円
令和4年度	補助事業	18か所	95,073千円
	単独事業	173か所	238,192千円
	計	191か所	333,265千円
令和5年度	補助事業	—	—
	単独事業	2か所	9,978千円
	計	2か所	9,978千円
合計	補助事業	477か所	2,716,377千円
	単独事業	1,144か所	1,209,819千円
	計	1,621か所	3,926,196千円

[本郷町船木 川西地区]

【被災時】



(2) 公共土木施設災害復旧事業費

年度区分		復旧件数	事業費
平成30年度	補助事業	28か所	793,577千円
	単独事業	976か所	778,993千円
	計	1,004か所	1,572,570千円
平成31年度	補助事業	142か所	1,288,047千円
	単独事業	664か所	629,489千円
	計	806か所	1,917,536千円
令和2年度	補助事業	90か所	1,305,725千円
	単独事業	564か所	790,346千円
	計	654か所	2,096,071千円
令和3年度	補助事業	35か所	830,937千円
	単独事業	244か所	439,196千円
	計	279か所	1,270,133千円
令和4年度	補助事業	11か所	333,902千円
	単独事業	72か所	204,978千円
	計	83か所	538,880千円
合計	補助事業	306か所	4,552,188千円
	単独事業	2,520か所	2,843,002千円
	計	2,826か所	7,395,190千円

【市道大和町棕梨下日向線（神田橋）】

【被災時】



【完成】

